

利益相反防止に関する規程

第 1 条（目的）

本規程は、有限会社CR-ASSIST（以下「当社」という。）の役職員の利益相反による弊害の発生を防止するため、自己申告や適正化のために必要な措置その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（対象者）

本規程は当社の役職員に対して適用する。

第 3 条（自己申告）

- 1 当社の役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当社以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に書面で申告するものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社と役職員との利益が相反する可能性がある場合（当社と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。
- 3 役職員は、原則として、次に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に書面で申告するものとする。
 - a. 当社が、助成事業の助成金を受ける場合、その助成金の支給に関わる団体（以下「助成金関係団体」という。）又はこれになり得る団体の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
 - b. 助成金関係団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）をすること。ただし、当社又は役職員の負担の有無にかかわらず、助成金関係団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、物品若しくは不動産を購入若しくは貸与をさせた場合又は役務を提供した場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与をしたものとみなす。
 - c. 助成金関係団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を行うこと。
 - d. 助成金関係団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、未公開株式を譲り渡すこと。
 - e. 助成金関係団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、供応接待を行うこと。
 - f. 助成金関係団体又はその役職員又はこれに準ずるものと共に遊技又はゴルフをすること。
 - g. 助成金関係団体又はその役職員又はこれに準ずるものと共に旅行（業務のための旅行を除く。）をすること。

第 2 条（定期申告）

役職員は、毎年 4 月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について、書面で申告するものとする。

第3条（申告後の対応）

前2条の規定に基づく申告を受けたとき、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が役員である場合には取締役と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当社との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

附 則 この規程は、2024年11月27日から施行する。